十九　関税率表第八五・三二項（第八五三二・二二号、第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの
二十・二十一　［略］
二十二　関税率表第八五・三五項、第八五三六・四一号、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十三　関税率表第八五三七・一〇号及び第八五三八・一〇号並びに第八五三八・九〇号（第八五・三七項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十四　［略］
二十五　関税率表第八五・四〇項に該当するもの
二十六～三十三　［略］

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二㈣に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八六・〇二項に該当するもの
二　関税率表第八六・〇四項に該当するもの
三　関税率表第八六・〇六項に該当するもの

十八　関税率表第八五・三二項（第八五三二・二一号、第八五三二・二二号、第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの
十九・二十　［略］
二十一　関税率表第八五・三五項、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十二　関税率表第八五三八・一〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三七項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十三　［略］
二十四　関税率表第八五・四〇項（第八五四〇・一一号、第八五四〇・一二号及び第八五四〇・四〇号を除く。）に該当するもの
二十五～三十二　［略］

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二チに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するものとする。
［新設］

［新設］

［新設］

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二㈣に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八七〇一・二一号、第八七〇一・二二号、第八七〇一・二三号、第八七〇一・二四号及び第八七〇一・三〇号に該当するもの
二　関税率表第八七・〇三項に該当するもの（次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）
イ　関税率表第八七〇三・二一号、第八七〇三・二二号又は第八七〇三・三一号
ロ　関税率表第八七〇三・二三号（シリンダー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）
ハ　関税率表第八七〇三・三二号（シリンダー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）
三　関税率表第八七・〇四項（第八七〇四・二一号に該当するものであって、シリンダー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものを除く。）に該当するもの
四　関税率表第八七・〇五項に該当するもの
五・六　［略］

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二㈫に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　［略］

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二リに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
［新設］
一　関税率表第八七〇三・一〇号に該当するもの
二　関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号、第八七〇四・二三号及び第八七〇四・三二号に該当するもの
三　関税率表第八七・〇五項（第八七〇五・二〇号及び第八七〇五・三〇号を除く。）に該当するもの
四・五　［略］

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　［略］